

令和元年度 事業報告

自 平成31年 4月 1日
至 令和 元年 3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

令和元年度事業報告

ユニバーサル制度が稼働してから13年が経過し、支援機関ではこれまで交付金の交付及び負担金の徴収等支援業務を実施してきたが、令和元年度は以下の体制及び実施方法により同業務の円滑かつ的確な推進と制度の更なる定着に努めた。

1 支援業務実施体制の確保

支援業務室に関する事務を執り行うため支援業務室に専任の職員として、室長をはじめ3名を配置した。

また、専用事務スペースや支援業務諮問委員会等に使用する会議室(共用)を確保するとともに、事務処理用のパソコン、鍵付き書庫など専用の器具及び備品を配備した。

2 支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

電気通信事業法(以下「法」という。)第113条第2項の規定に基づき、以下の通り支援業務諮問委員会を開催し、協会会長の諮問事項について審議し、適当である旨の答申をいただいた。

- ① 第40回支援業務諮問委員会(平成31年4月23日開催)
諮問事項: 修正合算番号単価等の算定について
- ② 第41回支援業務諮問委員会(令和元年9月19日開催)
諮問事項: 番号単価の算定、交付金及び負担金の額等の総務大臣への認可申請等について
- ③ 第42回支援業務諮問委員会(令和2年2月25日開催)
諮問事項: 令和2年度事業計画及び収支予算案について

また、支援業務諮問委員会委員について任期中であるが交代の申し出があり、法第113条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて、会長が後任の委員を任命した。

(2) 交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務の的確な実施

合算番号単価は2円、修正合算番号単価は3円となった。これらの単価を適用して、令和元年度において徴収が必要な金額65.9億円を負担対象事業者20社から徴収し、これを適格電気通信事業者に交付金として交付するとともに支援業務費に充当した。

令和元年度の合算番号単価2円は1月から6月分の算定対象電気通信番号数に、また、修正合算番号単価3円は同年7月から12月分の算定対象電気通信番号数にそれぞれ適用し、各月の番号数分に係る負担金の算定・徴収を行った。

また、次のとおり2名の公認会計士による外部監査を厳正に実施した。

- ① 令和元年5月に平成30年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。
- ② 令和元年11月に令和元年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(3) 交付金の額及び負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下のとおり合算番号単価及び番号単価（以下「番号単価等」という。）を算定するとともに、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおりに認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

① 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法

令和2年度における交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法について、法第109条第1項及び第110条第2項の規定に基づき令和元年9月19日付けで総務大臣に認可申請を行い、同年11月18日に認可となった。

なお、交付金及び負担金の額の算定に当たっては、令和元年9月6日及び10日に会計監査人（公認会計士2名）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 番号単価等の算定

平成31年4月には、総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき、平成30年9月に算定した番号単価等について、令和元年7月から12月末までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に修正番号単価等の算定を行った。その結果、最終算定月が令和2年3月になると見込まれたことから合算番号単価を2円から3円への修正等を行った。

また、令和元年9月に、令和2年の予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に令和2年度に適用する番号単価等の算定を行い、合算番号単価を2円とした。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度の周知徹底のため、次のような取組を実施した。

① 親子見学・説明会

夏休みの期間を利用した親子見学・説明会を熊本市内において令和元年8月に開催した。親子見学・説明会には19組38名の親子が参加し、資料及びDVDによるユニバーサルサービス制度の説明や公衆電話のかけ方の体験、NTTのとう道・通信施設や熊本市消防局広域防災センターの消防局指令管制室の見学を実施し、ユニバーサルサービスについての理解を深めていただいた。

② 報道発表

平成31年4月24日には令和元年度における番号単価等の修正について、令和元年9月20日には令和2年度に適用する番号単価等の算定結果と令和2年度の交付金・負担金の額等の認可申請及び認可について、令和元年11月19日には当該交付金・負担金の額等の認可についての報道発表を行い情報の公開に努めた。

③ 新聞広告による周知

令和元年7月から適用する修正合算番号単価について同年6月11日から12日まで、令和2年1月から適用する合算番号単価について令和元年12月16日から17日まで、それぞれ全国5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

④ WEB広告

令和元年7月から適用する修正合算番号単価について同年6月1日から1ヶ月間、また、令和2年1月から適用する合算番号単価について令和2年1月1日から1ヶ月間、それぞれ共同通信社と全国紙・地方紙の新聞社約50社が共同運営する「47NEWS & アドネットワーク」のポータルサイトにスーパーバナー広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

⑤ パンフレット等による周知

令和元年度のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、合算番号単価等の修正を踏まえ、6月に4,000枚を追加作成し、また令和2年1月からの合算番号単価を踏まえたユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、11月に4,000枚を作成し、それぞれ電気通信事業者及び総務省（総合通信局等を含む。）に配布し、制度の周

知を図った。

⑥ 負担対象事業者による周知広報活動への支援

令和元年7月及び令和2年1月からそれぞれ適用する番号単価等の額等について共通Q & Aの作成・配布等を行ったほか、事業者説明会を適宜開催するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問い合わせ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等に即応するためコールセンターを開設しているが、令和元年度の問い合わせ状況は合算番号単価の修正があったこと等もあり年間119件と増加し、修正がなかった前年度の問い合わせ件数(79件)と比べて、1.5倍となった。

なお、当該問い合わせ対応において、特段の混乱は生じなかった。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、支援業務を専担する支援業務室に専任の職員を配置することで、組織的独立性を確保した。さらに、明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務執行体制を堅持しながら効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努めた。

(3) 情報公開の実施

支援機関の財務状況、番号単価や交付金及び負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努めた。